平成２３年（フ）第２４７８号
大阪府東大阪市小若江３丁目11番52号　島田ハイツ101号
債務者　中田まゆみ
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５００号
大阪市住吉区南住吉２丁目23番26―101号
債務者　武本金太郎
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５４４号
大阪府高槻市明野町37番22号
債務者　柴田　　治
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５５２号
大阪府豊中市上新田２丁目14番８―403号、住民票上の住所大阪府吹田市津雲台２丁目２番C42―105号
債務者　三矢しのぶ
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５６８号
大阪市旭区中宮３丁目７番13号
債務者　髙﨑　正信
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５７１号
大阪市平野区加美東７丁目１番37号
債務者　甫木　憲子
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５８０号
大阪府八尾市栄町２丁目12番５号　安本ハイツ201号
債務者　大和三千造
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５８５号
大阪市浪速区大国１丁目２番24号大国町ハイツ205号、前住所大阪府泉大津市松之浜町２丁目18番34号
債務者　北村　雅道
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６１２号
大阪市東成区東中本３丁目16番15―702号
債務者　西村　高明
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６３７号
大阪市城東区野江１丁目16番27号
債務者　片山　明生
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６４４号
大阪市大正区千島３丁目６番17―405号
債務者　勝良　　明
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６５３号
大阪府寝屋川市黒原城内町26番15号
債務者　椎山シマ子
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６５６号
大阪市東住吉区公園南矢田３丁目３番１号
債務者　田原佑季子
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６５７号
大阪市平野区瓜破東２丁目７番55―603号
債務者　富永　里香
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６５８号
大阪市鶴見区横堤１丁目12番13―504号
債務者　中村　澄雄
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６６０号
大阪府東大阪市御厨栄町３丁目１番15号　パインフィールド御厨201号
債務者　のぶたやこと　延田　　豊
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６６１号
大阪市住吉区沢之町２丁目４番２号
債務者　赤松　愼二
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６６５号
大阪府門真市北岸和田２丁目５番34―203号
債務者　岡田　久実（旧姓北口）
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部